

吉田町下水道使用料改定（第2期）の概要

1. 使用料改定の背景

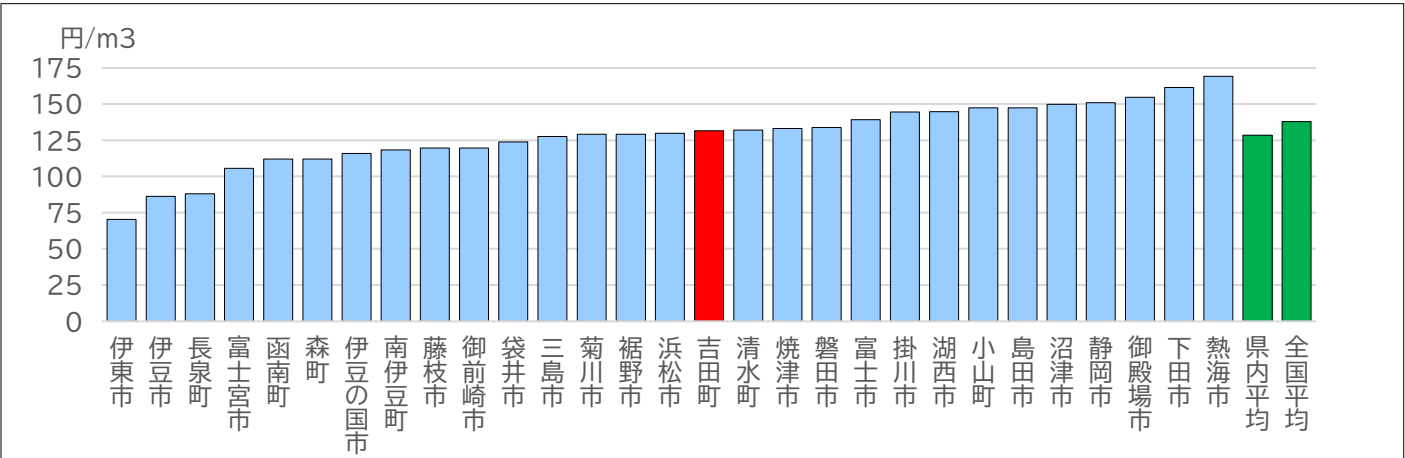
本町の下水道使用料は、「令和 4 年度吉田町下水道料金等審議会」では、汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率について、まずは維持管理費に対する比率を引き上げること为目标に、令和 6 年度、令和 9 年度、令和 12 年度の3段階で各 33%の使用料改定を予定していました。この予定に基づき、供用開始後初めてとなる使用料改定を令和 6 年 4 月に施行したところ、経費回収率（維持管理費）は 64.4%（令和 2～5 年度平均：46.0%）に上昇しましたが、事業運営に必要な不足分の財源は、一般会計（町税）からの補填に依存する状況です。

以上の背景より、「令和 7 年度吉田町下水道料金等審議会」において、下水道使用料の在り方について審議が実施され、審議会答申では、「経費削減や水洗化率の向上に対する施策などの経営努力を継続することを前提として、令和 4 年度審議会で定めた計画どおり、令和 4 年度から見て、令和 9 年度に 66%の引き上げとする」との意見を受けました。そこで、令和 9 年度の下水道使用料改定内容として、適正な使用料体系とするため検討を行いました。

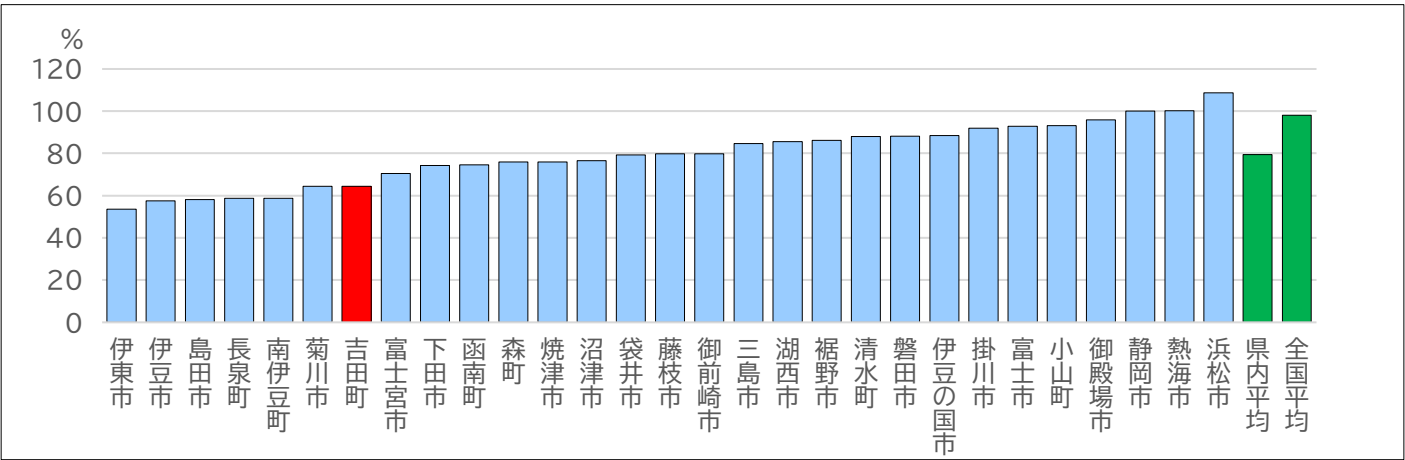
2. 本町公共下水道事業の財務状況

本町の財務状況を示す使用料単価と経費回収率について、全国平均・県内平均・県内他市町との比較は以下のとおりです（※他市町：R6 年度公表値、吉田町：R6 使用料改定反映後の実績値）。令和 6 年度の使用料改定に伴い、使用料単価・経費回収率ともに改善が見られましたが、事業運営に必要な財源の一部を一般会計繰入金に依存している状況です。

★ 使用料単価



★ 経費回収率



3. 段階的な使用料改定方針と経営基盤強化のためのロードマップ

「令和 7 年度吉田町下水道料金等審議会」において、下水道使用料の在り方について審議を行い、審議会答申では以下の方針が答申で示されました。

【今後の使用料改定の方針】

- 令和 4 年度吉田町下水道料金等審議会における下水道使用料改定方針に基づく。
 - 第 1 期：令和 6 年度に改定率 33%増加（R4 使用料比率：実施済み）、
 - 第 2 期：令和 9 年度に改定率 33%増加（R4 使用料比率）を実施する。
- ただし、第 3 段階（令和 12 年度）については、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況動向を注視し、令和 10 年度までに料金等審議会を開催し、使用料改定の必要性を再検討する。

※ 第 2 期（令和 9 年度）の改定率は、令和 4 年度から見ると 66%ですが、第 1 期（令和 6 年度）改定後から見た場合、 $1.66 \div 1.33 = 1.248$ 、すなわち、**24.8%の改定率**となります。

また、「令和 7 年度吉田町下水道料金等審議会」の答申を反映した「吉田町公共下水道事業経営戦略令和 7 年度改定版」では、さらなる効率的・効果的な事業執行に取り組むための施策・取組を策定し、次のロードマップを取りまとめました。

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17 (最終)
取組内容	①改築更新事業	ストックマネジメント計画に基づく改築更新の推進									
	②広域化・共同化検討 (窓口事務・し尿処理場の統合)	広域化・共同化計画に基づく関係機関との調整・検討									
	③接続促進活動	接続促進(水洗化率の向上)									
	④人材育成・技術継承	職員研修の定期開催・講習会への参加の奨励									
	⑤使用料改定	現行継続 条例改正	新下水道使用料の運用 改定検討+条例改正		新下水道使用料の運用 ※使用料改定が必要と判断された場合						
事業経営		経営戦略の進捗管理(計画と実績の検証)									
主要指標の目標値	水洗化率(%) (R6実績:78.4%)	79.6	80.2	80.8	81.4	82.0	82.6	83.2	83.8	84.4	85.0
	使用料単価(円/m3) (直近1年:131.6円/m3)	131.6	163.3	163.3	163.3	196.8	196.8	196.8	196.8	196.8	196.8
	経費回収率(%) (直近1年:66.1%)	58.2	78.0	77.0	73.7	87.4	87.1	85.9	84.9	80.9	80.2

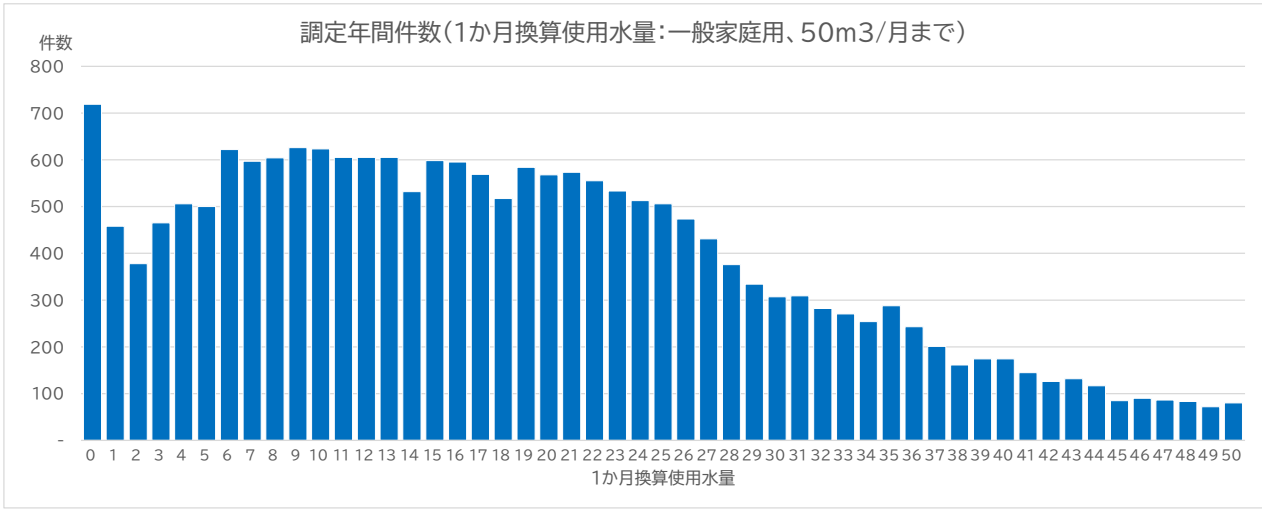
4. 使用料体系の見直し

(1) 現在の下水道使用状況

令和 4 年度～令和 7 年度（令和 4 年 4 月～令和 8 年 2 月）の本町下水道使用料の業種別調定件数の実績を整理したところ、①一般家庭用（一般用＋集合用）、②事業用等は下水道整備・水洗化に伴い、調定件数・水量ともに増加しています。③公共施設用は、調定件数はほぼ横ばいですが、使用水量は増加傾向が見られました。

次に、直近の令和 7 年度の実績では、調定件数全体の一般家庭用（一般用＋集合用）の占める割合は 97.9%となっています。一般家庭用（一般用＋集合用）では、1～25m³/月あたりまで同規模の調定件数が分布しています。

項目	調定件数				調定水量			
	①一般家庭用	②事業用等	③公共施設用	合計	①一般家庭用	②事業用等	③公共施設用	合計
R4	18,924	279	69	19,272	820,139	20,182	13,061	853,382
R5	19,229	296	71	19,596	811,787	20,590	14,350	846,727
R6	20,403	310	72	20,785	855,803	21,229	16,003	893,035
R7	20,630	384	73	21,087	846,415	24,513	18,073	889,001



(2) 現行（令和 6 年度改定時）の使用料体系の特徴・課題

【特徴】

- ① 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく徴収する金額 ⇒1 か月 1,100 円
- ② 従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額
- ③ 累進使用料制：排出量の増加に応じて、1m³当たりの使用料単価を高く設定
1m³～10m³まで・・・31 円/m³
11m³以上・・・113 円/m³

【課題】

- 令和 6 年度の使用料改定では、「基本水量制（基本水量 10m³まで）」を廃止に伴う少量使用者の使用料改定額の激変緩和策として、③累進使用料制を設定したものです。本来の累進使用料制の趣旨である「多量に水を使用する事業者」に対して、水の使用を抑制する目的は不公平性の観点からは令和 6 年度の使用料改定で廃止しました。
- そのため、少量使用者に対して激変緩和策として設定した「1m³～10m³まで」の従量単価と「11m³以上」の単価をいかに近づけるかが課題になります。

(3) 使用料体系の見直し方針

現在の使用者間の不公平を解消し、安定的な下水道使用料収入を持続させるため、今回改定の使用料体系の見直しの基本方針は、以下のとおりとします。

【使用料改定に伴う新使用料体系の見直し方針】

- 基本使用料と従量使用料の二部使用料制を維持し、少量使用者に対して激変緩和策として設定した「1m³～10m³まで」の従量単価を「11m³以上」の単価に近づけることを基本とします。
- したがって、現在の従量単価の比率：113 円/m³÷31 円/m³=3.65 をいかに同額（比率を 1.0）に近づけられるかがポイントとなります。

5. 下水道使用料の改定内容

(1) 使用料改定時期と平均改定率

- 使用料改定時期（第 2 期）は令和 9 年度とする。
- 使用料平均改定率は、第 1 期使用料改定後から見て 24.8%とする。
- 基本使用料（税抜）は、現行：1,100 円/月 ⇒ 1,370 円/月：増額率 24.8%
- 従量単価（税抜）は、現行従量単価比率 3.65 と同額比率 1.0 の中間 2.32(130÷56)を採用。
0～10m³/月：現行 31 円/m³ ⇒ 56 円/m³ 増額率：80.6%
11 m³/月以上：現行 113 円/m³ ⇒ 130 円/ m³ 増額率：15.0%

(2) 使用料改定に伴う料金比較表

2か月 使用水量	現行使用料 （円）	改定後使用料			2か月 使用水量	現行使用料 （円）	改定後使用料		
		使用料（円）	増額（円）	増額比率			使用料（円）	増額（円）	増額比率
1	2,454	3,075	621	1,253	50	6,831	8,536	1,705	1,250
2	2,488	3,137	649	1,261	55	7,452	9,251	1,799	1,241
3	2,522	3,198	676	1,268	60	8,074	9,966	1,892	1,234
4	2,556	3,260	704	1,275	65	8,695	10,681	1,986	1,228
5	2,590	3,322	732	1,283	70	9,317	11,396	2,079	1,223
6	2,624	3,383	759	1,289	75	9,938	12,111	2,173	1,219
7	2,658	3,445	787	1,296	80	10,560	12,826	2,266	1,215
8	2,692	3,506	814	1,302	85	11,181	13,541	2,360	1,211
9	2,726	3,568	842	1,309	90	11,803	14,256	2,453	1,208
10	2,761	3,630	869	1,315	95	12,424	14,971	2,547	1,205
11	2,795	3,691	896	1,321	100	13,046	15,686	2,640	1,202
12	2,829	3,753	924	1,327	110	14,289	17,116	2,827	1,198
13	2,863	3,814	951	1,332	120	15,532	18,546	3,014	1,194
14	2,897	3,876	979	1,338	130	16,775	19,976	3,201	1,191
15	2,931	3,938	1,007	1,344	140	18,018	21,406	3,388	1,188
16	2,965	3,999	1,034	1,349	150	19,261	22,836	3,575	1,186
17	2,999	4,061	1,062	1,354	160	20,504	24,266	3,762	1,183
18	3,033	4,122	1,089	1,359	170	21,747	25,696	3,949	1,182
19	3,067	4,184	1,117	1,364	180	22,990	27,126	4,136	1,180
20	3,102	4,246	1,144	1,369	190	24,233	28,556	4,323	1,178
25	3,723	4,961	1,238	1,333	200	25,476	29,986	4,510	1,177
30	4,345	5,676	1,331	1,306	250	31,691	37,136	5,445	1,172
35	4,966	6,391	1,425	1,287	300	37,906	44,286	6,380	1,168
40	5,588	7,106	1,518	1,272	350	44,121	51,436	7,315	1,166
45	6,209	7,821	1,612	1,260	400	50,336	58,586	8,250	1,164

※消費税込み価格

6. 経営基盤強化のためのその他の施策

- ① 組織の効率化
職員の人材不足・高齢化、更新需要の増大などの課題に対して、窓口業務（事務）について、静岡県主導の検討会に参画し、他市町との広域化・共同化の検討を進めます。
- ② 吉田浄化センターの有効活用
維持管理のさらなる効率化を図るため、吉田浄化センターの処理能力の有効活用を目的として、浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）の受入れ・共同処理に向けた協議を引き続き行います。また、維持管理費のさらなる低減を図るため、場内の余剰敷地に太陽光発電設備を設置し、浄化センターへ電力を供給する事業の導入検討を進めます。
- ③ 水洗化率の向上
水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的として、未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の促進に対する取組を実施します。